

## 第52回 愛媛県クラブ対抗駅伝競走大会開催

県内最大の駅伝大会が、12年ぶりに大洲市で開催されます。

大会当日は県内約180チーム、約1,500人の選手のみなさんを、肱川沿いに咲き誇る満開の菜の花でお出迎えます。

大会へのご協力、そして沿道での選手へのご声援をよろしくお願いいたします。

- 【開催日】 3月11日(日) ※雨天決行
- 【開会式】 大洲市総合体育館 午前10時～
- 【コース】 大洲市総合体育館前スタート  
男子1・2・3部 午前11時  
男子4部・女子の部 午前11時10分  
喜多小学校(中継・ゴール)～畑の前地区(折返しコース)
- 【競技時間】 午前11時から午後2時30分ごろまで

### 通行規制範囲



【問い合わせ先】 〒795-8601 大洲市大洲690番地の1  
市教育委員会 文化スポーツ課 ☎24-1734 (直通) 内線461・465

「五郎菜の花まつり」のご案内

五郎花を愛する会のみなさんが、今年も一面の菜の花畑をお届けします。当日は、恒例の餅まきが行われ、新鮮な野菜やうどんなどが販売されます。

春の一日、のんびりと過ごしませんか。

【日時】

3月11日(日) 午前10時～

【場所】

五郎河川敷(左岸側)

【問い合わせ先】

観光まちづくり課 ☎24-1717



「だんだん肱川」のご案内

肱川流域会議水の中めがね主催による菜の花を楽しむイベント「だんだん肱川」が開催されます。

大洲農業高等学校生徒による加工品販売や餅つき、うどんなどの販売、建設機械の体験など、いろいろな催しものがあります。

一面の菜の花畑にはハートマークなども施されています。ぜひお越しください。

【日時】

3月17日(土) 午前10時～午後3時

【場所】

五郎畑の前橋(赤橋)下の河川敷



【問い合わせ先】

肱川流域会議水の中めがね事務局 ☎24-1117

第70回観光さくらまつり

今年も城山公園、<sup>とみすやま</sup>富士山公園、祇園公園でさくらまつりが開催されます。城山公園、富士山公園のソメイヨシノから始まり、祇園公園の八重桜と桜が咲き誇ります。期間中、各種イベントを実施します。春のおとずれを感じにお出かけください。

【期間】 3月25日(日)～4月25日(水)

【桜の本数】  
 ▽城山公園(ソメイヨシノ) 200本  
 ▽富士山公園(ソメイヨシノ) 3,000本  
 ▽祇園公園(八重桜) 700本

【問い合わせ先】大洲市観光協会 ☎24-2664



月日	3月25日(日)	3月29日(木)	4月1日(日)		4月中旬	
行事	春神楽	開幕式 餅まき	第60回愛媛県下 吟詠剣詩舞大洲大会	ソフトボール大会 (教育委員会) (スポーツ少年団)	剣道大会 (教育委員会) (スポーツ少年団)	観桜会 (八多喜商工会)
時間	午前11時30分 ～午後3時	午前11時30分 ～午後2時	午前8時30分 ～午後5時	午前8時30分 ～午後3時	午前9時 ～午後3時	午前11時 ～午後3時
場所	八幡神社	城山公園	市民会館 大ホールほか6会場	肱川緑地多目的 グラウンドほか	総合体育館	祇園公園山頂
備考	藤縄神楽	雨天時 市民会館中ホール				八重桜の見頃 4月中旬～下旬

※城山公園・祇園公園は、出店(おでん・でんがく・うどん など)があり、夜桜見物も楽しめます。  
 ※茶会は、今年は開催しません。

## Information pick up

行事名	期 日	場 所
開幕式	4月1日(日)	道の駅「清流の里ひじかわ」
しゃくなげ俳句大会	4月8日(日)	肱川風の博物館・歌麿館
春の里山収穫祭	4月15日(日)、22日(日)	道の駅「清流の里ひじかわ」
鹿野川湖ゲートボール大会	4月18日(水) 予備日：20日(金)	大駄場ふれあい広場
エビネ・花木展示即売会	4月28日(土)～ 30日(月・祝)	丸山公園 (しゃくなげ谷入口)

※内容などは、変更になる場合があります。

## 鹿野川湖周遊企画

肱川地域の花の見頃は、次のとおりです。ぜひ、お越しください。  
▽さくら 3月下旬～4月上旬  
▽しゃくなげ 4月上旬～中旬  
▽つつじ 4月下旬～5月上旬

## 肱川町フォトコンテスト作品募集

【テーマ】 肱川町の四季

【応募上の注意】

平成30年4月から平成31年1月末までに撮影した未発表の作品に限ります。応募は1人3点までです。

【サイズ】

四ツ切、ワイド四ツ切およびこれに準ずるもの、A4サイズ可

【締め切り】

平成31年1月31日(木)  
※当日消印有効

【応募・問い合わせ先】

〒797-1592

大洲市肱川町山鳥坂74番地

肱川支所 地域振興課

☎342311



平成29年度推薦受賞作品「舞う」

## 第1回「ながはま四季フォトコンテスト」作品募集

肱川あらしなどの自然風景や名所旧跡、イベントなど「長浜の四季」をテーマにした作品を募集しますので、ぜひご応募ください。

【応募期間】

平成31年1月31日(木)まで

【規 格】

▽カラープリントで四ツ切、ワイド四ツ切、A4

▽デジタル・カラーフィルムいずれの応募も可

画像の修正不可

▽平成30年2月1日から平成31年1月31日の間に撮影したものに限り

【各 賞】

▽最優秀賞 1人 賞状と賞金30,000円

▽優 秀 賞 2人 賞状と賞金10,000円

▽入 選 5人 賞状と賞金3,000円

▽特 別 賞 (肱川あらし賞)

1人 賞状と賞金5,000円

【応募上の注意】

▽応募票に必要事項(作品名・撮影場所・撮影日・住所・氏名・性別・年齢・電話番号)を記入のうえ、作品裏面に貼付

▽1人3点まで(本人が撮影したものに限り)

▽人物が写っている作品は、承諾を得たうえで応募

▽応募作品の著作権は、主催者側に帰属

▽入賞は1人1賞

▽入賞者は、所定の日までにネガまたは電子データを提出

▽応募作品の返却不可

【発 表】

平成31年3月(予定)

※本人に直接通知します。

【応募・問い合わせ先】

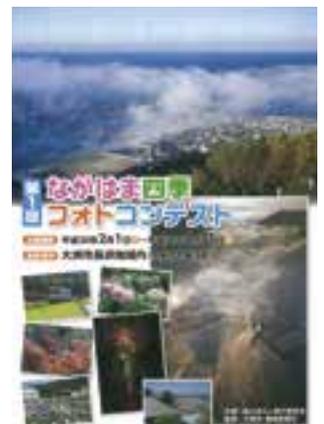
〒799-3401

大洲市長浜甲480番地3

肱川あらし実行委員会

(長浜支所内)

☎52-1111



## 「鯉のぼり」の寄付のお願い

大川鯉のぼり川渡し実行委員会では、毎年4月下旬から5月上旬までの間、子どもたちの健やかな成長を願い、大成橋上流の肱川に約200匹の鯉のぼりを泳がせる「鯉のぼり川渡し」事業を実施しています。

その光景は勇壮かつ迫力があり、市内外より多くの人が見物に訪れ、大変好評です。

実行委員会では、今年も無償で譲っていただける鯉のぼりや吹流し、のぼりを募集しています。各家庭で眠っている鯉のぼりなどを、もう一度大空に泳がせてみませんか。いただいた鯉のぼりなどは、大切に使用させていただきますので、みなさんからの温かいご寄付を心よりお待ちしております。

なお、いただいた鯉のぼりなどの返却はできませんので、あらかじめご了承ください。

また、5月3日(木)には、鯉のぼりを背景に大川公民館前の広場で、地元運営による「大川鯉のぼり祭」(餅つき・農産物販売・各種出店など)を開催する予定です。ぜひお越しください。



### 【募集期間】

4月13日(金)ごろまで

### 【設置予定期間】

4月29日(日)から

5月13日(日)ごろまで

### 【問い合わせ先】

大川公民館 ☎020200

## 第23回 大洲少年少女合唱団 定期演奏会

定期演奏会もおかげさまで23回目を迎えることになりました。団員・指導員一同、みなさんに楽しんでいただける演奏会となるよう頑張っています。入場無料ですので、ぜひお越しください。

【日時】 3月17日(土) 午後1時30分～

※開場 午後1時

【場所】 大洲市民会館中ホール

### 【内容】

▽みんなで楽しく「大きな古時計」より

▽ライオンズクラブのみなさんと

「あの素晴らしい愛をもう一度」ほか

▽楽しい合唱「ひざっこぞうのうた」

▽気持ちを込めて「翼をください」ほか

【賛助出演】 大洲農業高等学校吹奏楽アンサンブル

徳田由美さん (バイオリン独奏)

### 【問い合わせ先】

大洲少年少女合唱団事務局 (二宮) ☎24-2127

## アスベスト・難聴・振動障害・じん肺など 労災職業病無料健康相談会

仕事が原因で身体を悪くした人を対象に、無料相談会を開催します。以下のような自覚症状・職歴がある人は、ぜひご相談ください。

▽じん肺・アスベスト健康管理手帳を持っている

▽アスベストを使用する現場で働いていた

▽粉じんがある現場で長年働いていて、息切れ・せきなどの自覚症状がある

▽工場など、著しい騒音のある場所で働いていた

▽チェーンソーなどの振動工具を長年使用し、手指の冷えやしびれがある

など

【日時】 3月14日(水) 午前10時～正午

【場所】 大洲市総合福祉センター 1階会議室

### 【問い合わせ先】

全日本建設交通一般労働組合 愛媛県本部

☎089 (976) 5550

## Information pick up

### 軽自動車や原付バイクなどの変更手続

軽自動車税は、毎年4月1日時点での車両所有者にその年額が課税されます。

車両の譲渡・廃車などがある場合は、早めに下記の手続きを行ってください。引越などにより、車両の所在が分からなくなった場合も同様です。

3月末日までに手続きが行われなかった場合には、継続して所有されているとみなされ課税されます。一度課税されると、年度途中で廃車などの手続きをしても、その課税の取り消しはできませんのでご注意ください。

※軽自動車税は、自動車税と異なり、月割課税制度はありません。

#### 【問い合わせ先】

税務課収納係	☎24	1711
長浜支所	☎52	1197
肱川支所	☎34	2311
河辺支所	☎39	2112
軽自動車検査協会愛媛事務所		
愛媛運輸支局	☎050	(3816) 3124
	☎050	(5540) 2076

車種	手続き場所	必要なもの
125cc以下の小型バイク (原動機付自転車など)	税務課 または 各支所	【廃棄】所有者・届出者の印鑑、ナンバープレート ※ナンバープレートがない場合は「解体証明書」の添付など 【紛失・盗難】所有者・届出者の印鑑 ※ナンバープレートがない場合は「遺失・盗難届出証明」の添付または「届出受理番号」の提出など 【名義変更】新旧所有者・届出者の印鑑 ※印鑑は認め印で可（シャチハタ使用不可）
小型のトラクターや農耕車、 フォークリフトなど		
660cc以下の軽自動車	軽自動車 検査協会	軽自動車検査協会、運輸支局または車両販売店などに お問い合わせください。
125cc超の中型・大型バイク、 ボートトレーラー	運輸支局	

## ご家族そろってご加入ください

### —平成30年度交通災害共済 加入申し込みのお知らせ—

交通災害共済とは、交通事故による被害者救済を目的とし、県内11市町が共同で実施している制度です。

少しの掛け金で加入することができ、請求手続きも簡単ですので、ご家族で万が一の交通事故に備えましょう。

#### 【加入申込書の配布】

平成29年度に加入した人に対して配布します。

29年度は未加入で、30年度に加入を希望する場合は、申込書を送付しますので、お気軽にご連絡ください。

#### 【加入申し込み方法】

最寄りの金融機関（郵便局を除く）の窓口に参加申込書を持参し、掛け金を納付してください。

#### 【加入資格】

4月1日（基準日）に大洲市に住民登録があり、市内に居住している人および共済加入者の被扶養者で、市外に居住している人

#### 【掛け金】（1人年額）

大人 700円 中学生以下 300円

#### 【共済期間】

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

#### 【適用となる交通事故】

共済期間中、国内の一般道路などで、自動車・バイク・自転車・車いすなどを利用している際の接触、衝突などの事故、または歩いていて、車などにはねられた場合に適用となります。

#### 【見舞金を請求する場合】

請求方法についてご説明しますので、お問い合わせください。

※見舞金請求時には、交通事故証明書が必要になりますので、必ず警察署に届け出てください。

#### 【問い合わせ先】

危機管理課地域安全係	☎24-1742
長浜支所	☎52-1198
肱川支所	☎34-2311
河辺支所	☎39-2114

## ～市役所での手続きはお早めに～

### 保険年金課での手続き

#### 国民年金

転入先で年金手帳を提示して、住所変更の手続きをしてください。

退職などにより、厚生年金の資格を喪失している場合は、転入先で国民年金加入の手続きをしてください。

#### 国民健康保険被保険者証

転出手続きの際に被保険者証を返却し、転入先で新たに手続きをしてください。

#### 後期高齢者医療被保険者証

転出手続きの際に被保険者証を返却し、転入先で新たに手続きをしてください。

#### 医療費給付の受給者証

ひとり親家庭、子ども（乳幼児）、重度心身障害者医療費の受給者証は、転出手続きの際に返却し、転入先で新たに手続きをしてください。

<b>【問い合わせ先】</b> 保険年金課	☎24-1713
長浜支所	☎52-1113
肱川支所	☎34-2311
河辺支所	☎39-2111

### 高齢福祉課での手続き

#### 介護保険被保険者証

65歳以上の人または40歳～64歳の人で要介護認定を受けている人は、転出手続きの際に被保険者証を返却し、転入先で新たに手続きをしてください。

<b>【問い合わせ先】</b> 高齢福祉課介護保険管理係	☎24-1714
長浜支所	☎52-1114
肱川支所	☎34-2311
河辺支所	☎39-2111



※転入手続き時、マイナンバーが必要です。通知カードと本人確認ができるもの、または個人番号カードを持参してください。

### 市民生活課での手続き

#### 住民登録（転出手続き）

市民生活課または各支所で「転出証明書」を受け取ってください。

新住所に転入後、14日以内に転入先の市区町村役場で手続きをしてください。

※外国人住民も届け出が必要です。

#### 【持参するもの】

- ▽運転免許証など本人確認ができるもの
- ※外国人住民の場合は、在留カード、特別永住者証明書（または外国人登録証明書）
- ▽認め印
- ▽住民基本台帳カード・個人番号カード（お持ちの人のみ）
- ▽印鑑登録証（登録されている人のみ）
- ※代理人の場合、委任状が必要です。

#### 【郵送による転出届】

- ▽申請者の住所、氏名、押印、電話番号（昼間の連絡先）
- ▽異動（転出）年月日
- ▽新住所、世帯主名
- ▽旧住所、世帯主名
- ▽異動した人の氏名
- 以上を記入のうえ、運転免許証など本人確認できるもののコピー、返信用封筒（宛先を記入）、82円切手を同封し郵送してください。

<b>【問い合わせ先】</b> 市民生活課市民係	☎24-1710
長浜支所	☎52-1113
肱川支所	☎34-2311
河辺支所	☎39-2111

### 子育て支援課での手続き

#### 児童手当

転出手続きの際に、子育て支援課または各支所へ「受給事由消滅届」を提出してください。

転出予定日の翌日から15日以内に、転入先で「認定請求」の手続きをしてください。

※転入手続きだけでは、手当は支給されません。

<b>【問い合わせ先】</b> 子育て支援課	☎24-5718
長浜支所	☎52-1113
肱川支所	☎34-2311
河辺支所	☎39-2111

# 引っ越しの準備はお済みですか

## 水道課での手続き

### 水道の使用開始・中止手続き

引っ越しなどで上下水道の使用を開始・中止する場合、3月・4月は混み合いますので、1週間前には水道課まで申し込みしていただくをお願いします。

なお、使用を中止した後の料金は、2～3カ月遅れての請求となりますので、よろしくをお願いします。

### 上下水道料金の支払いは便利な口座振替で

仕事などにより、金融機関や窓口での毎月の支払いが難しい人は、便利な口座振替をご利用ください。

口座振替の申し込みは、取り引きのある市指定の金融機関で行うようお願いします。

**【問い合わせ先】** 水道課 ☎24-3753

月～金曜日（祝祭日を除く）  
午前8時30分～午後5時15分

### 知っていますか漏水の確認方法

水道の蛇口などを全部閉めた状態で、水道メーターのパイロット（写真参照）が回っていれば漏水の可能性がります。

漏水を発見したら、早急に市指定の給水装置工事業者に修繕の依頼をしてください。

市指定の給水装置工事業者の紹介をご希望の人は、大洲市管工事協同組合までお気軽にお問い合わせください。

また、市公式ホームページでも確認することができます。



パイロット

**【問い合わせ先】**

大洲市管工事協同組合 ☎23-3398  
月～金曜日（祝祭日を除く）  
午前8時30分～午後5時



## 社会福祉課での手続き

### 障がい福祉関係

障がい福祉サービス受給資格証を持っている人は、転出前に社会福祉課へお返しく下さい。

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている人は、転入先の福祉事務所などで住所変更をしてください。

また、次の受給者についても同様に、転入先の福祉事務所などで所定の手続きを行ってください。

- ▽特別児童扶養手当受給者
- ▽特別障害者手当受給者
- ▽障害児福祉手当受給者
- ▽福祉手当受給者
- ▽心身障害者扶養共済加入者
- ▽自立支援医療費（精神通院、更生医療、育成医療）受給者

**【問い合わせ先】** 社会福祉課障がい福祉係 ☎24-1758

長浜支所 ☎52-1114

肱川支所 ☎34-2311

河辺支所 ☎39-2111

## 教育委員会での手続き

### 小中学校の転校手続き

転出手続きなどが済み次第、教育総務課にご相談ください。

市外の小中学校に転校する場合、「在学証明書」などの書類を転入先の学校に提出してください。

**【問い合わせ先】** 教育総務課 ☎24-1733

農業などに関する国・県などの補助事業を活用しませんか  
～担い手支援と鳥獣被害対策、新築木造住宅などの補助について～

鳥獣被害対策①

鳥獣被害防止総合対策事業

ワイヤーメッシュ柵などを地域ぐるみで整備する場合、必要となる資材の補助

**【補助率】** 100% ※原則、地元負担はありません。

**【要件】** 次の要件を満たすこと

- ▽国が定める費用対効果要件を達成
- ▽概ね1ha以上の農地を一体として柵を設置する
- ▽柵の設置作業・管理は地元で行う
- ▽受益農家が3戸以上ある など

**【要件を満たさない例】**

柵を設置する範囲内に耕作放棄地が多く見られるなど

鳥獣害防止施設整備事業

電気柵またはワイヤーメッシュ柵の整備を希望する個人へ、現物支給での補助

**【注意事項】**

- ▽個人で市販の資材を購入した場合は対象外
- ▽補助を希望する場合は、愛媛たいき農業協同組合に申請

**【締め切り】** 4月中旬ごろ

鳥獣被害対策②

有害鳥獣捕獲檻購入補助事業

市が捕獲檻（箱わな）の購入費用の一部を補助

**【対象者】**

- ▽市内に住所を有し、現に居住している人
- ▽わな猟免許を所持している人

**【補助金額】** 購入価格の1/3以内(25,000円上限)

狩猟免許取得費等補助金

**【対象者】**

- ▽市内に住所を有する人
- ▽大洲喜多猟友会、川上猟友会に入会している人  
または入会予定の人

**【対象経費】**

- ▽狩猟免許初心者講習受講料
- ▽狩猟免許受験料

**【補助金額】** 対象経費を合計した額

担い手育成対策

認定農業者経営改善支援事業

地域農業を維持・発展させるために必要な農業機械・営農用施設を導入する場合（50万円以上）などに、要件を満たせば対象費用の1/3以内（160万円上限）を補助

**【対象者】**

集落における営農計画書の中心的役割を担うとともに、経営状況のチェックを行い経営改善に取り組む認定農業者

農山漁村地域担い手等支援事業

農林漁業の担い手の新たな取り組みや計画性のある事業展開に対して、必要な機械・施設などを導入・整備する場合（30万円以上）などに、要件を満たせば対象費用の1/3以内（100万円上限）を補助

**【対象者】**

市内に住所を有する農林漁業の担い手などで、認定農業者および認定基準に準じる人など

農業次世代人材投資資金（経営開始型）

※旧青年就農給付金

**【給付金】** 年額最大150万円（最長5年間）

**【要件】**

- ▽独立・自営就農時の年齢が45歳未満
- ▽親元就農の場合、5年以内に経営を継承する、または親の経営から独立した経営を行う
- ▽生活費を支給する国のほかの事業を重複受給しない など

※上記以外にもさまざま要件があります。

6次産業化推進

6次産業化等推進モデル事業

新たに6次産業化に取り組むために必要な機械・施設などの導入・整備や商品開発に係る経費などについて、要件を満たせば対象費用の2/3以内（100万円上限）を補助

**【対象者】**

市内に住所を有する農林水産業者および市内で主たる活動を行う農林水産業者 など

## 耕作放棄地対策

耕作放棄地再生利用緊急対策交付金  
農地の再生に係る費用の一部を補助

**【対象者】**

農業を行っている人、農業者組織、農業へ参入する法人 など

**【補助要件】** 次の要件を満たすこと

- ▽原則使用貸借した農地を再生する場合
- ▽農業振興地域内の農地で農業委員会が荒廃農地と判断した箇所
- ▽再生利用から5年間以上の耕作を行うことなど

**【補助対象活動】**

再生作業、土壌改良、営農定着、農道・用排水路など

**【補助金額】** 50,000円／10a

※重機を用いて行う場合などは1/2以内など

## 市産材利用促進

もり  
森林づくり木造住宅建築促進事業費補助金

南予で生産された木材または製材品を使用した在来工法による木造住宅の建築を行う場合、住宅建築費用の一部を補助

**【対象者】**

大洲市内に自ら居住するために住宅を新築する人

**【補助要件】**

- ▽南予産材を主要部材の材積の60%以上使用する
- ▽延べ床面積が50㎡以上

**【補助金額】**

▽材積1㎡当たり10,000円を乗じた額（30万円上限）

▽大洲市土地開発公社の分譲地を新たに購入し、新築する場合は材積1㎡当たり15,000円を乗じた額（50万円上限）

## 中山間地域等直接支払事業

中山間地域では、過疎化や高齢化、また平地と比べて農業生産条件が不利であることから、中山間地域が持つ多面的機能が低下しています。耕作放棄の発生を防ぎながら、農業生産活動などを継続し、多面的機能を維持していくためにこの事業を実施しています。

**事業内容**

**【対象者】** 集落単位で協定を締結し、5年間以上継続して農業生産活動などを行う人など

**【対象農用地・交付単価】**

- (1)農業振興地域整備計画に該当する農用地で、耕作放棄されていないこと
- (2)1ha以上のまとまりがあること（共同活動があれば飛び地も含める）
- (3)次の傾斜があること

対象農用地	条 件	単価区分	10a当たり交付単価（円）	
			田	畑
急傾斜	田 1/20以上	体制整備単価（満額）	21,000	11,500
	畑 15度以上	基礎単価（8割）	16,800	9,200
緩傾斜	田 1/100以上 1/20未満	体制整備単価（満額）	8,000	3,500
	畑 8度以上15度未満	基礎単価（8割）	6,400	2,800

**【集落協定に求められる活動内容】**

▽基礎単価分

要 件	活動項目
農業生産活動など	集落の将来像に向けた活動計画の作成、農道周辺の草刈りなどの管理活動 など
多面的機能増進活動	景観作物の作付け、協定農用地への柵・ネットなどの設置 など

▽体制整備単価分

基礎単価分の要件に加え、機械・農作業の共同化、農産物の加工・販売、集団的で持続可能なサポート体制の整備など、より前向きな活動を選択して取り組みます。

この他にも、経営体育成支援事業、担い手への融資支援事業、農地中間管理事業などがあります。農林漁業関係の補助・助成について、不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

**【問い合わせ先】** 農林水産課 ☎24-1727